

軽自動車税・自動車税の納税をお忘れなく

軽自動車税・自動車税は、四月一日現在の所有者に課税します。納期限は、六月一日(月)です。

三月末までに名義変更・譲渡・廃車などの登録手続を他の人(自動車販売業者など)に依頼した軽自動車、自動車等について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が正しく行われていない可能性があります。確実に手続が行われているかどうかを確かめてください。また、転居などにより納税通知書が届かないときは、お問い合わせください。

軽自動車税

五月上旬に納税通知書をお送りします。役場一階会計課のほか、最寄りの金融機関で納めてください。なお、身体障がいなどで減免を受けられる方は、五月二十五日(月)までに申請してください。▼問合せ 税務課課税係
☎ 28・2434

自動車税

愛知県名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りします。お近くの県税事務所、金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。納期限内のものに限り、パソコンなどを利用

してクレジットカードでも納付できます。▼問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所 自動車税グループ ☎ 052・531・6305(ダイヤルイン)

軽自動車税の税率変更について

原付・二輪車・小型特殊自動車等

平成二十七年一月号でお知らせした原動機付自転車と二輪車等の税率引き上げが、税制改正により一年延期となりました。平成二十八年度から、次の表のとおり税率を変更します。

▼原動機付自転車と二輪車等の税率

種 別		年 額	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

軽三輪車・軽四輪車

軽三輪車と軽四輪車は、税率引き上げ時期の変更はありません。平成二十七年四月一日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両から、次の表のとおり変更します。平成二十八年度以降は、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して十三年を経過した軽三輪車と軽四輪車について、税率を変更します。

▼軽三輪車と軽四輪車の税率

種 別			年 額		
			平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	登録後13年経過(平成28年度から)
軽自動車四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽自動車三輪			3,100円	3,900円	4,600円

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までに新規登録した軽四輪車等で、次の表に該当する場合、平成二十八年度の税率を軽減します。(グリーン化特例)

▼軽四輪車等のグリーン化特例

種 別	対象車	内 容
軽乗用車	電気自動車等	税率を概ね75%軽減
	平成32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減
	平成32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減
軽貨物車	電気自動車等	税率を概ね75%軽減
	平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
	平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

▼問合せ 税務課課税係 ☎ 28・2434

5/11 春の全国交通安全運動を実施します

町では、ストップ・ザ交通事故をめざし、春の全国交通安全運動にあわせて豊山町交通安全協会による啓発活動を実施します。当日は、チラシや啓発品を配布し、交通安全を呼びかけます。

▼と き 五月十一日(月) 午後二時から▼ところ エアポートウォーク名古屋・アピタ名古屋空港店▼問合せ 防災安全課 防災安全係 ☎ 28・0355